# 三豊市立詫間中学校 「いじめ防止対策委員会」設置要項

## (設置)

### 第1条

平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」の第22条に基づき、「いじめ防止対策 委員会」を設置する。

### (目的)

#### 第2条

いじめは全ての学校、生徒に関係する問題であるという認識に基づいて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが生起した場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

# (委員会の構成)

## 第3条

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。委員は次に掲げる者をもって充てる。

- ア 教務主任
- イ 学年主任
- ウ 生徒指導主事(いじめ対策主任)
- 工 養護教諭
- オ 特別支援教育コーディネーター
- カ スクールカウンセラー
- キ その他、委員長の判断により、必要に応じて法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を 有する者

#### (取組内容)

### 第4条

委員会は、実態把握・相談活動の充実を図り、生徒や保護者の思いや情報が得られるよう努める とともに、教員の指導力向上、いじめの未然防止及び早期発見、いじめが生起した場合の適切かつ 迅速な対処ができることをめざして、次の業務を遂行する。

## 【業務内容】

- ア いじめの未然防止の体制整備及び取組
- イ いじめの状況把握及び分析
- ウ いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- エ いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- オ いじめを行った生徒に対する指導
- カ いじめを行った生徒の保護者に対する助言

- キ 専門的な知識を有する者等との連携
- ク その他いじめの防止に係ること

# (委員会の開催)

# 第5条

委員会は、原則として毎月1回開催する。いじめ発見の場合は、委員長の判断により、「緊急い じめ防止対策委員会」を開催し組織的かつ迅速な対応をする。

# (庶務)

# 第6条

委員会の庶務は、生徒指導主事(いじめ対策主任)が処理する。

# (その他)

# 第7条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は委員長が定める。

附 則 この要項は、平成26年4月1日から施行する。